

県産酒米の価格高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 県産酒米の価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）は、酒米の価格高騰の影響を受けている県内清酒製造事業者に対して、清酒の製造のために使用する令和7年産の三重県産酒米の価格高騰分の一部を支援することにより、三重県の高品質な酒造りの維持を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「清酒」とは、酒税法（昭和28年法律第6号。）第3条により定められているものをいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次の各号の全てに該当する清酒製造事業者とする。

- (1) 酒税法第7条により定められた酒類製造免許を有していること
- (2) 県内に主たる事業所を有していること
- (3) 自社で清酒を製造していること

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、令和7年産の三重県産酒造好適米を使用して清酒を製造する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助単価、補助金額は次のとおりとする。

補助対象経費	清酒の製造に使用するために購入した令和7年産の三重県産酒造好適米の価格高騰分の一部。ただし、令和8年10月30日までに納品または支払いされたことが事実として確認できるものに限る。 ※「酒造好適米」とは、「農産物検査を行う産地品種銘柄について」（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官通知）別表3及び別表13の欄に掲げられている銘柄をいう。
補助単価	①山田錦 : 84円/kg

	②神の穂、五百万石 : 93 円/kg ③上記①、②以外の酒造好適米 : 84 円/kg
補助金額	補助単価に購入量（玄米の数量）を乗じて算出した額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付を受ける申請者（以下「補助事業者」という。）を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

（申請の取下げ）

第9条 前条の規定により、補助事業者は、交付決定後に補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定日から15日以内に交付申請取下届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等の申請等）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により提出した交付申請書等について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、予め変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の20%を超えて減額する場合
- (2) 補助事業完了予定年月日を変更する場合
- (3) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要と認める場合

2 知事は、補助事業者より第1項の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の決定に際し、第1項で提出された書類に不備を認めた場合には、期限を定めて申請書の補正や追加の資料の提出を求めることができる。

4 知事は第2項の決定にあたっては、必要に応じて条件を付することができる。

5 補助事業者は、第2項及び前項による変更の承認又は不承認及び変更交付の決定の内容

又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、予め中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の全部の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して30日以内又は別に定める提出期限のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査を行い、第8条による補助金の交付決定の内容(第10条に基づいて変更の承認を受けている場合は変更後の内容)及び交付決定の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類等の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の支払い)

第14条 補助事業者は、前条の規定により通知された補助金の支払いを受けようとするときは、支払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の支払請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 第8条による補助金の交付決定の内容(第10条に基づいて変更の承認を受けている場合は変更後の内容)及び決定に際し付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき
- (4) 本要綱及び別に定める「令和7年度県産酒米の価格高騰対策支援補助金交付の手引き」の要件に該当しない事実が判明したとき
- (5) その他、規則及び要綱並びに排除要綱に定める要件に該当しない事実が判明

したとき

- 2 前項の規定は、第 13 条による補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 知事は、第 1 項により交付の決定を取り消したときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 16 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を求めるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを定められた納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(検査)

- 第 17 条 知事は、補助金の交付に関し必要があると認める場合は、補助事業者に説明を求め、検査を行うことができる。

(成果の調査・公表)

- 第 18 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果について報告を求め、成果に関する検証を行い、補助事業の成果を公表することができる。

(補助事業完了後の報告等)

- 第 19 条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

- 第 20 条 規則、要綱及び排除要綱並びに本要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 4 日から施行する。